

# 建築設備計画基準 令和6年版【概要】

## ■目的・概要

建築設備の基本計画に関して「官庁施設の基本的性能基準」に定める性能の水準を確保することを目的に、標準的な手法を定めたものです。

## ■主な内容

- ・一般事項（設備方式の選定、維持管理、設備諸室、工事費概算）に関する事項について
- ・電気設備計画（電力設備、通信設備、電気設備諸室）に関する事項について
- ・機械設備計画（空気調和・換気設備、給排水衛生設備、搬送設備、機械設備諸室）に関する事項について
- ・共通事項（中央監視制御設備、コージェネレーション、監視室等）に関する事項について

## ■主に使用する時期

企画立案段階、設計段階（基本設計）

## ■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。
- ・発注者が企画立案段階で用いる場合は、施設の性能設定に使用します。

<業務実施時の適用方法>

- ・この基準に基づき、建築設備の基本設計を行います。

## ■適用に当たっての留意事項（【発】発注者、【設】設計者に対する事項）

・この基準は、主に一般的な事務庁舎の建築設備の基本計画への適用を想定して作成されています。【発】【設】